

練馬区国民健康保険条例の一部改正について(案)

1 改正の理由

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき原則統一保険料方式を採用している。

令和4年2月の特別区長会において、令和4年度の特別区全体の国民健康保険事業費納付金、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正

国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）の改正が行われたことに伴い、保険料賦課限度額に係る改正を行う。

(3) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行

全世代対応型の社会保障制度を構築するため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）および政令の一部が改正され、未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額の軽減措置が導入されることに伴い、所要の改正を行う。

(4) 結核医療給付金の対象者に係る規定の改正

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを踏まえ、結核医療給付金の対象者に係る規定の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う改正

ア 基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

(ア) 所得割 「100分の7.13」を「100分の7.16」に改める。

(イ) 均等割 「38,800円」を「42,100円」に改める。

イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

- (ア) 所得割 「100分の2.41」を「100分の2.28」に改める。また、賦課割合について「100分の57に相当する額」を「100分の58に相当する額」に改める。
- (イ) 均等割 賦課割合について「100分の43に相当する額」を「100分の42に相当する額」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

- (ア) 所得割 「100分の2.52」を「100分の2.43」に改める。
- (イ) 均等割 「17,000円」を「16,600円」に改める。

エ 低所得者の保険料の減額【第19条の2】

(ア) 第1号減額（7割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「27,160円」を「29,470円」に改める。
- b 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「11,900円」を「11,620円」に改める。

(イ) 第2号減額（5割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「19,400円」を「21,050円」に改める。
- b 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「8,500円」を「8,300円」に改める。

(ウ) 第3号減額（2割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「7,760円」を「8,420円」に改める。
- b 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「3,400円」を「3,320円」に改める。

(2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う保険料賦課限度額の改正【第15条の8、第15条の16、第19条の2】

- ア 基礎賦課額に係る賦課限度額について「630,000円」を「650,000円」に改める。
- イ 後期高齢者支援金に係る賦課限度額について「190,000円」を「200,000円」に改める。

(3) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

令和4年度から、未就学児に係る被保険者均等割保険料を、公費により減額するものとされたことに伴い、つぎの改正を行う。

ア 被保険者均等割保険料の減額【第19条の4】

(ア) 対象者

未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）

(イ) 軽減内容

未就学児に係る被保険者均等割保険料の5割を減額する。当該未就学児に低所得者の保険料の減額措置の適用がある場合は、当該減額措置後の被保険者均等割保険料から、さらに5割減額する。

イ 一般被保険者の基礎賦課総額および後期高齢者支援金等賦課総額の算定に係る改正【第14条の3、第15条の9】

未就学児に係る被保険者均等割保険料の減額措置により減額した額の総額を、国民健康保険特別会計に繰り入れることとされた。

この繰り入れる額は、賦課総額の算定に用いる収入の見込額（国民健康保険事業に要する費用のための収入）から除外する。

(4) 結核医療給付金の対象者に係る規定の改正【第12条】

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを踏まえ、被保険者の結核医療給付に係る対象者の規定をつぎのように改正する。

ア 「20歳以上の被保険者」を「18歳以上の被保険者」に改める。

イ 「20歳未満の被保険者」を「18歳未満の被保険者」に改める。

(5) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 保険料率等改正内容一覧

(1) 保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	58：42	—
	所得割料率	7.13/100	7.16/100	0.03/100
	被保険者均等割額	38,800円	42,100円	3,300円
	賦課限度額	630,000円	650,000円	20,000円
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	57：43	58：42	—
	所得割料率	2.41/100	2.28/100	▲0.13/100
	被保険者均等割額	13,200円	13,200円	据置き
	賦課限度額	190,000円	200,000円	10,000円
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	57：43	57：43	—
	所得割料率	2.52/100	2.43/100	▲0.09/100
	被保険者均等割額	17,000円	16,600円	▲400円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据置き

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分 支援金分 合計	所得割料率	9.54/100	9.44/100	▲0.10/100
	被保険者均等割額	52,000円	55,300円	3,300円
	賦課限度額	820,000円	850,000円	30,000円
基礎分 支援金分 介護分 合計	所得割料率	12.06/100	11.87/100	▲0.19/100
	被保険者均等割額	69,000円	71,900円	2,900円
	賦課限度額	990,000円	1,020,000円	30,000円

(2) 低所得者の均等割軽減による保険料の減額一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 () は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7割減額	27,160円	29,470円	2,310円	12,630円 (11,640円)
	均等割額 5割減額	19,400円	21,050円	1,650円	21,050円 (19,400円)
	均等割額 2割減額	7,760円	8,420円	660円	33,680円 (31,040円)
支援金分	均等割額 7割減額	9,240円	9,240円	据置き	3,960円 (3,960円)
	均等割額 5割減額	6,600円	6,600円	据置き	6,600円 (6,600円)
	均等割額 2割減額	2,640円	2,640円	据置き	10,560円 (10,560円)
介護分	均等割額 7割減額	11,900円	11,620円	▲280円	4,980円 (5,100円)
	均等割額 5割減額	8,500円	8,300円	▲200円	8,300円 (8,500円)
	均等割額 2割減額	3,400円	3,320円	▲80円	13,280円 (13,600円)

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 () は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金分 合計	均等割額 7割減額	36,400円	38,710円	2,310円	16,590円 (15,600円)
	均等割額 5割減額	26,000円	27,650円	1,650円	27,650円 (26,000円)
	均等割額 2割減額	10,400円	11,060円	660円	44,240円 (41,600円)
基礎分 支援金分 介護分 合計	均等割額 7割減額	48,300円	50,330円	2,030円	21,570円 (20,700円)
	均等割額 5割減額	34,500円	35,950円	1,450円	35,950円 (34,500円)
	均等割額 2割減額	13,800円	14,380円	580円	57,520円 (55,200円)

(3) 未就学児の均等割軽減による保険料の減額一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額
		低所得者軽減分	未就学児軽減分	合 計	
基礎分	均等割額 7割減額世帯	29,470円	6,315円	35,785円	6,315円
	均等割額 5割減額世帯	21,050円	10,525円	31,575円	10,525円
	均等割額 2割減額世帯	8,420円	16,840円	25,260円	16,840円
	均等割額 全額賦課世帯	0円	21,050円	21,050円	21,050円
支援金分	均等割額 7割減額世帯	9,240円	1,980円	11,220円	1,980円
	均等割額 5割減額世帯	6,600円	3,300円	9,900円	3,300円
	均等割額 2割減額世帯	2,640円	5,280円	7,920円	5,280円
	均等割額 全額賦課世帯	0円	6,600円	6,600円	6,600円

基礎分	均等割額 7割減額世帯	38,710円	8,295円	47,005円	8,295円
支援金分	均等割額 5割減額世帯	27,650円	13,825円	41,475円	13,825円
	均等割額 2割減額世帯	11,060円	22,120円	33,180円	22,120円
合計	均等割額 全額賦課世帯	0円	27,650円	27,650円	27,650円

5 令和4年度1人当たり国民健康保険料

項 目	改定前	改定後	増 減 (前年度比)
基礎分・支援金分	124,989円	131,813円	6,824円 (5.46%増)
基礎分・支援金分・介護分	165,868円	171,380円	5,512円 (3.32%増)

6 令和4年度国民健康保険料の試算

別紙1のとおり

7 新旧対照表

別紙2のとおり

令和 4 年度国民健康保険料試算（年額）

年金所得者(65歳以上) 1人世帯【世帯主(65歳)のみ】

単位：円

年 収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和3年度	15,600	15,600	86,438	192,238	270,942	351,078	432,168	513,258	597,210	687,840
令和4年度	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
差額	990	990	2,170	1,830	1,006	166	684	1,534	2,414	3,364
均等割軽減	7割減	7割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

年金所得者(65歳以上) 2人世帯【世帯主(65歳) + 配偶者(65歳・収入なし)】

単位：円

年 収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和3年度	31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	484,168	565,258	649,210	739,840
令和4年度	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
差額	1,980	1,980	2,830	5,130	4,306	3,466	2,616	1,766	886	64
均等割軽減	7割減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 1人世帯【世帯主(40歳)のみ】

単位：円

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和3年度	20,700	36,912	176,334	260,754	349,998	446,478	542,958	644,262	752,802	853,548
令和4年度	21,570	38,324	177,543	260,633	348,471	443,431	538,391	638,099	744,929	850,228
差額	870	1,412	1,209	121	1,527	3,047	4,567	6,163	7,873	3,320
均等割軽減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 2人世帯【世帯主(40歳) + 配偶者(40歳・収入なし)】

単位：円

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和3年度	41,400	71,412	217,734	329,754	418,998	515,478	611,958	713,262	814,918	905,548
令和4年度	43,140	74,274	220,683	332,533	420,371	515,331	610,291	709,999	815,848	905,528
差額	1,740	2,862	2,949	2,779	1,373	147	1,667	3,263	930	20
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 3人世帯

【世帯主(40歳) + 配偶者(40歳・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】

単位：円

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和3年度	57,000	97,412	259,334	381,754	470,998	567,478	663,958	765,262	866,918	944,841
令和4年度	59,730	101,924	264,923	387,833	475,671	570,631	665,591	765,299	871,148	956,108
差額	2,730	4,512	5,589	6,079	4,673	3,153	1,633	37	4,230	11,267
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 3人世帯

【世帯主(35歳) + 配偶者(35歳・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】

単位：円

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和3年度	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	774,841
令和4年度	49,770	84,838	216,736	315,996	385,852	461,372	536,892	616,188	701,148	786,108
差額	2,970	4,930	7,030	8,310	7,570	6,770	5,970	5,130	4,230	11,267
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 3人世帯

【世帯主(40歳) + 配偶者(40歳・収入なし) + 子(5歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和3年度	57,000	97,412	259,334	381,754	470,998	567,478	663,958	765,262	866,918	944,841
令和4年度	51,435	88,099	242,803	360,183	448,021	542,981	637,941	737,649	843,498	928,458
差額	5,565	9,313	16,531	21,571	22,977	24,497	26,017	27,613	23,420	16,383
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 3人世帯

【世帯主(35歳) + 配偶者(35歳・収入なし) + 子(5歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和3年度	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	774,841
令和4年度	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	758,458
差額	5,325	8,895	15,090	19,340	20,080	20,880	21,680	22,520	23,420	16,383
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

：年金収入153万円および給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限

：40～64歳の国民健康保険加入者に対して、介護分保険料を賦課

：未就学児の国民健康保険加入者に対して、均等割保険料を10分の5に減額

練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、つぎの各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月または5月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。</p> <p>(1) <u>20歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) <u>20歳未滿</u>の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、つぎの各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月または5月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。</p> <p>(1) <u>18歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) <u>18歳未滿</u>の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 [略]</p>
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定し</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2 <u>および第19条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基</p>

た額とする。

(1) 当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ・ロ [略]

ハ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ・ヘ [略]

(2) 当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ～ハ [略]

ニ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金および国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.13（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相

準として算定した額とする。

(1) 当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ・ロ [略]

ハ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ・ヘ [略]

(2) 当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ～ハ [略]

ニ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項および第72条の3の2第1項の規定による繰入金および国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.16（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相

当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき38,800円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（基礎賦課限度額）

第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。）は、630,000円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) [略]

当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき42,100円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（基礎賦課限度額）

第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2および第19条の4において同じ。）は、650,000円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2および第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) [略]

(2) 当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ [略]

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.41（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき13,200円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10または第15条の13

(2) 当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ [略]

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項および第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.28（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき13,200円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10または第15条の13

の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。）は、190,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.52 (介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき17,000円（介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があった場合)
第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合または法施行令第29条の7の2第2項に規定する特

の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2および第19条の4において同じ。）は、200,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.43 (介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき16,600円（介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があった場合)
第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合または法施行令第29条の7の2第2項に規定する特

例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4もしくは第15条の5の額、第15条の10もしくは第15条の13の額、第16条の2の額または次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加もしくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日または特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4もしくは第15条の5の額、第15条の10もしくは第15条の13の額、第16条の2の額または次条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)および第15条の10または第15条の13

例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4もしくは第15条の5の額、第15条の10もしくは第15条の13の額、第16条の2の額または次条各号に定める額もしくは第19条の4各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加もしくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日または特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4もしくは第15条の5の額、第15条の10もしくは第15条の13の額、第16条の2の額または次条各号に定める額もしくは第19条の4各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)および第15条の10または第15条の13

の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条

の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円）ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条

第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限

第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限

る。)をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 27,160円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 11,900円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を

る。)をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 29,470円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 11,620円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を

乗じて得た金額を加えた金額)に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 19,400円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,500円

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,760

乗じて得た金額を加えた金額)に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 21,050円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,300円

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,420

円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,400円

[新設]

円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,320円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 6,315円

ロ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 10,525円

ハ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 16,840円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 21,050円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額
つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号ロに規定する金額を減額した世帯 1,980円

ロ 第19条の2第2号ロに規定する金

付 則 [略]

額を減額した世帯 3,300円
ハ 第19条の2第3号ロに規定する金額を減額した世帯 5,280円
ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円

付 則 [略]

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条、第19条の2および第19条の4の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。